

第134号議案

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第4項並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育</p>	<p>(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第4項並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育</p>

事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) **家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。**
- (2) **次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。**

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) **当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）**
- (2) **事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者**

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人

事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) (略)

以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)~(5) (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)~(5) (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないこと

過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	ができる。
-----------------------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。